

概要版

第2期北茨城市 子ども・子育て支援プラン

令和2～6年度

～みんなで育む えがお輝く 子どもたち～



令和2年3月



北茨城市

1 計画の考え方

子どもの育ちと子育てをめぐる現状

家庭、地域社会における子どもの育ちや子育ての環境は少子高齢化の進展や経済情勢等の変動により大きく変化しています。本市においても核家族や価値観の変化、就労形態の多様化の進行、かつてあった家族や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母やご近所などの身近な人からの子育て支援が受けにくい状況となっています。その結果、育児不安やストレスからくる産後うつ、児童虐待などの問題が発生してまいります。経済的な事情や女性の就業に対する意識の変化などにより、共働き家庭は依然として増加を続けていますが、仕事と子育てに両立を支える育児休業制度や意識はいまだ社会に十分に浸透しているとは言えない状況にあります。出産後・育児中の女性が安心して復職できる社会環境を実現するためには、さまざまな課題があり、必要な環境整備等に一層取り組んでいく必要があります。

計画策定の経緯及び根拠

本市では、平成 15 年「次世代育成支援対策推進法」の成立を受け「北茨城市次世代育成支援行動計画」を策定しました。さらに平成 27 年度には「子ども・子育て関連 3 法」の成立を受け「北茨城市子ども・子育て支援プラン」を策定し、市民が安心して子どもを産み育てられる環境の整備や本市の未来を担う子どもたちへの支援などを総合的に進め、子育てに希望の持てるまちづくりを推進してまいりました。

令和元年度においては「北茨城市子ども・子育て支援プラン」が最終年度となることから、今後より一層の子育て支援を充実させるべく、これまでの市の取組を見直し、社会状況や市民の意識等の変化を反映した後継計画である「第 2 期北茨城市子ども・子育て支援プラン」を策定しました。

計画の位置づけ

本市のまちづくりの最上位計画である「北茨城市総合計画」に基づく部門別計画として、第 1 期計画での施策や事業の課題や評価を反映し、子ども・子育て支援事業に関する事項を定める関連計画等との調和を保ち策定しました。

計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の計画期間とします。

平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
北茨城市子ども・子育て支援プラン									
			ニーズ調査	計画策定	第 2 期北茨城市子ども・子育て支援プラン				

計画の策定

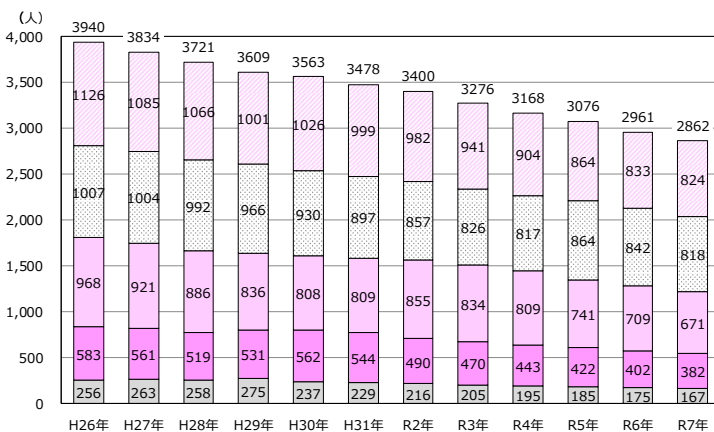
本計画の策定にあたっては、「北茨城市子ども・子育て会議」を設置し、学識経験者や教育・保育の関係者、保護者、行政関係者等からの意見を踏まえて検討を行い策定しました。

また、広く市民の意見を反映するため、未就学児童の保護者 1,280 人及び小学生の保護者 1,490 人を対象とした「北茨城市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」やパブリックコメントを実施しました。

2 北茨城市の子ども・子育ての現状

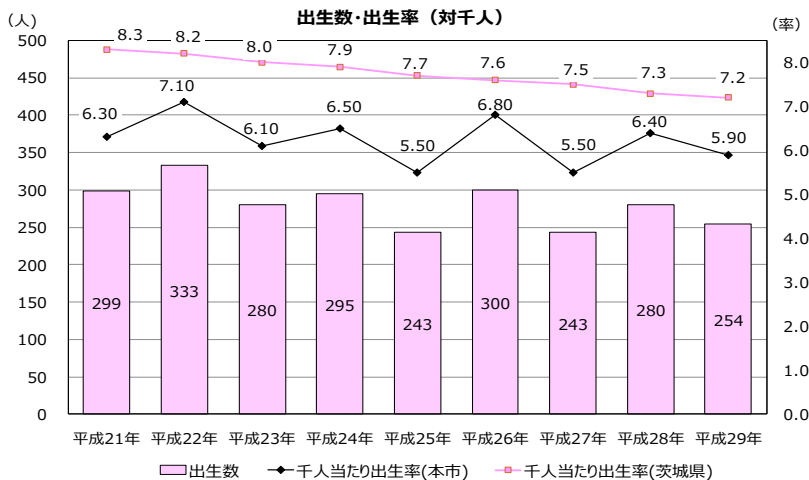
児童人口の推移

児童人口は、平成 26 年から平成 31 年を比較すると、1,078 人（27%）減少しています。



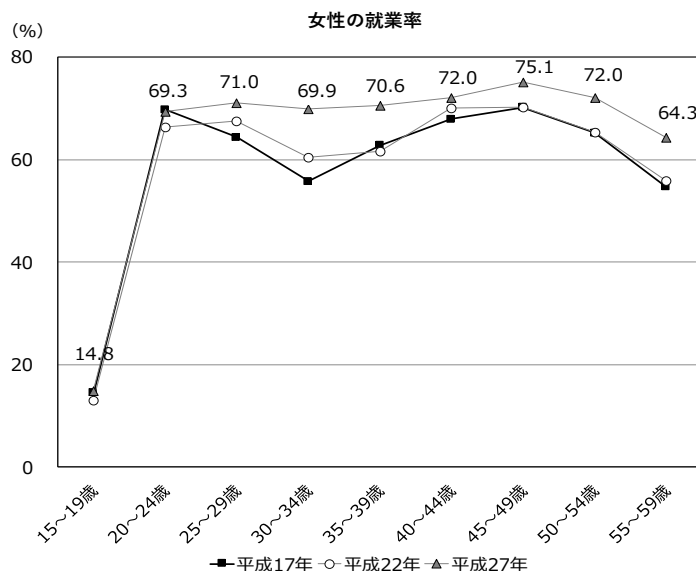
出生率の推移

市の出生率の推移をみると、平成 26 年をピークに減少傾向で推移しており、茨城県と比較しても下回っています。



女性の就業率

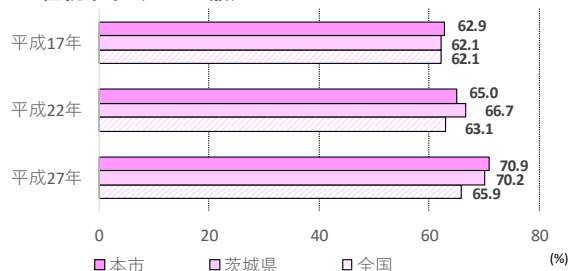
女性の年代別労働力率をみると、20 歳代でピークがあり、出産・育児期に減少し、40 歳代で再び増加することで描かれる M 字カーブは緩和されています。（数値は平成 27 年）また、就業率を平成 17 年と平成 27 年を比較すると、25～29 歳では 6.6 ポイント、30 歳～34 歳では 14.2 ポイント、35 歳～39 歳では 7.8 ポイントそれぞれ増加しています。



子育て世代の女性の就業率

子育て世代の女性（25～44 歳）の就業率をみると、全国的には平成 27 年時点で 65.9%であり、令和 4 年には 80%の水準になると見込まれています。また、本市においても子育て世代の女性の就業率は年々増加しており、全国平均よりも高い就業率となっています。

女性就業率（25～44歳）

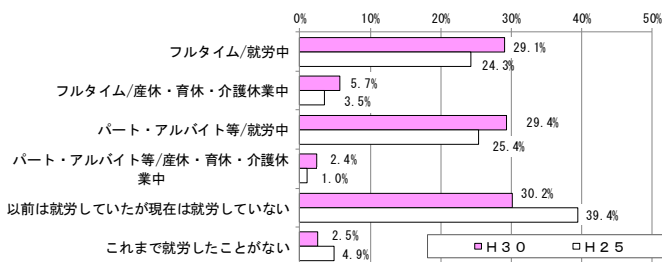


アンケート調査結果より

就学前児童および就学児童の保護者を対象に平成30年12月12日～28日に子育てに関するアンケート調査を実施しました。回収率は就学前児童で58.8%（753件）、就学児童で61.9%（923件）でした。

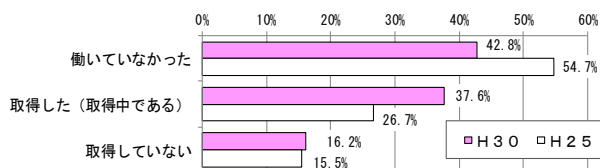
母親の就労状況（就学前児童）

「フルタイムで就労中」が4.8ポイントと子育て中の母親の就業率が増加しています。また「以前は就労していたが現在は就労していない」が、9.2ポイント減少しわずかながら育児と仕事の両立の改善傾向にあります。



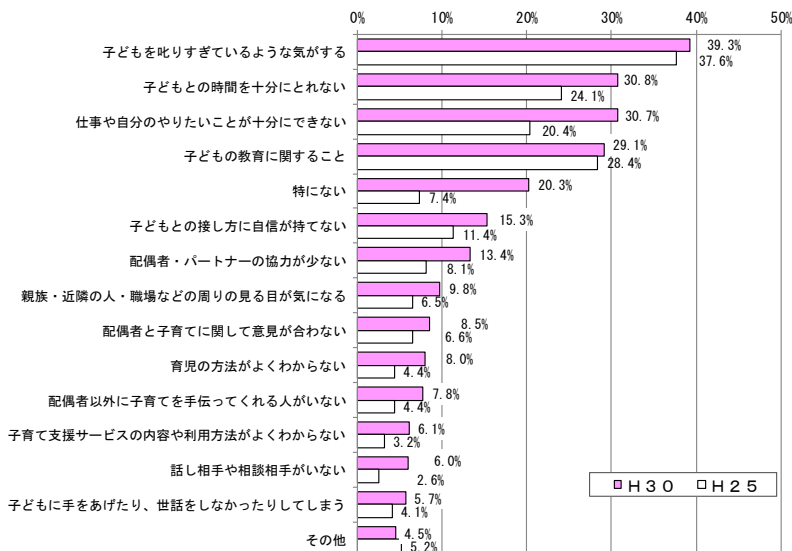
母親の育児休業の取得状況（就学前児童）

取得状況は10.9ポイント増加し、制度の浸透と取得環境の向上がみられます。



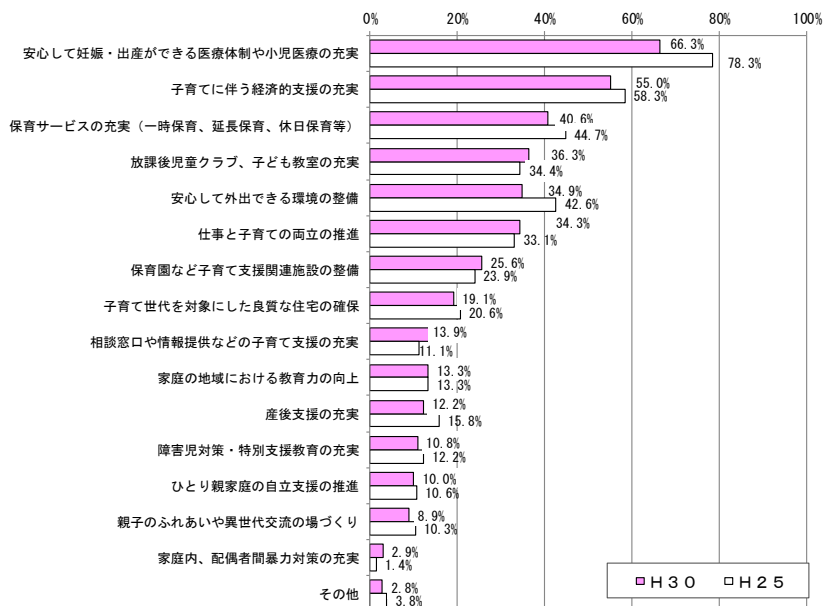
子育てに関する悩みや気になること（就学前児童）

母親の就業機会の増加やライフスタイル、意識の変化などから「子どもとの時間を十分にとれない」が6.7ポイント、「仕事や自分のやりたいことが十分にできない」が10.3ポイントの増加がみられます。また、「子どもを叱りすぎているような気がする」が依然として多く、子育てについての相談、情報提供、助言等、より一層の子育て世帯への配慮が必要であることがわかります。



市が重点的に取り組む必要がある施策について（就学前児童）

平成25年と比べて特に変化はないですが、就学前児童、就学児童の保護者とも妊娠・出産小児医療の充実が大きな比重を占めています。また、若干のポイントの減少があり施策の効果がみられますが、依然重点的に取り組むべき施策の一つといえます。



3 計画の理念・体系

■ 基本理念

みんなで育む えがお輝く子どもたち

本計画は「みんなで育む えがお輝く 子どもたち」を基本理念とし、すべての家庭が子育てに対しての負担感や不安、孤立感を感じることなく、保護者がしっかりと子どもと向き合うことで、その成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、また、未来を担う子どもたちが地域全体で大切に育てられ、健やかに成長できる社会を実現するための指針となるものです。

■ 基本目標Ⅰ すべての子ども・子育て家庭を支えるまち

安心して子どもを産み、子育てできるまちとなるためには、保護者の就労と子育ての両立を支援する環境を整えていく必要があります。子育てに対する負担や不安が軽減されていく暖かな地域づくりと、就学後においても保護者が安心して就労を継続し、地域で子どもたちが健やかに成長できるよう、制度をはじめ、さまざまな環境整備を図ります。

施策の方向		基本施策	
1	教育・保育、地域子ども・子育て支援の充実	(1)	質の高い教育・保育サービスの確保
		(2)	地域子ども子育て支援事業の推進
2	多様な子育て支援の充実	(1)	子育て家庭のニーズに応える保育サービスの提供
		(2)	子育てを応援する多様な支援の推進

■ 基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長を育むまち

妊娠・出産から子どもの成長過程において、子どもがのびのびと育ち、保護者が安心して楽しく子育てができるよう、母子保健事業の一層の充実を図り、出産や育児に対する不安の軽減を図ります。

また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るため、食育や思春期保健対策、小児医療の充実も推進していきます。

施策の方向		基本施策	
1	親と子の健康づくり	(1)	妊娠・出産からの切れ目のない支援の推進
		(2)	産科・小児医療体制の充実
		(3)	子育て親子の交流の促進
		(4)	食育の推進
2	地域の子育て力づくり	(1)	家庭・地域の子育て力の強化
		(2)	豊かな心と健やかな身体を育む学習・体験活動の充実

■基本目標Ⅲ 一人ひとりの子どもに寄り添うまち

子どもをとりまく課題の中には、家庭や地域での対応では、解決の難しいものもあります。児童虐待の防止やひとり親家庭等の自立、障害のある子どもなど、特に支援を必要とする子どもや家庭に対しての相談や支援を行います。

施策の方向		基本施策	
1	きめ細かな子ども・子育て支援の充実	(1)	児童虐待防止対策の強化
		(2)	ひとり親家庭支援の推進
		(3)	障害のある子どもと家庭への支援の推進
		(4)	不登校児等への心のケアの充実
2	子育て相談・情報発信体制の充実	(1)	悩みに応える子育て相談窓口の充実
		(2)	子育てに役立つ情報発信力の強化

■基本目標Ⅳ みんなで子ども・子育てを支えあうまち

公共施設の子育てバリアフリー化により安心して外出できる環境整備と交通安全対策、防犯対策な子どもたちが安心して暮らせる取組みを推進していきます。

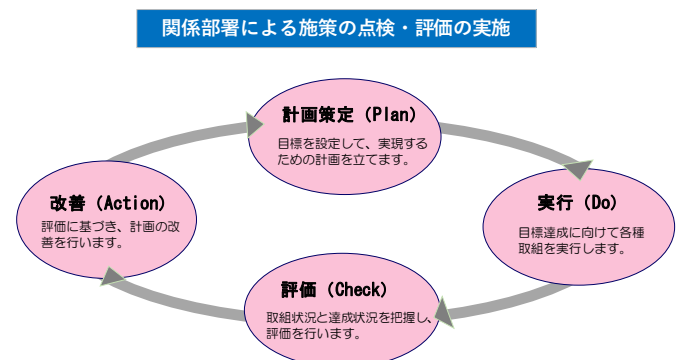
また、女性の就業率の増加に伴い、子育てをする女性が仕事と両立させ柔軟な働き方を選択できるよう、父親の育児への参加や育児休業の普及など、家庭から地域社会まで含めた課題の解決に向け、施策を推進していきます。

施策の方向		基本施策	
1	仕事と子育てが両立できる環境づくり	(1)	子育てしやすい職場づくりの促進
		(2)	ワーク・ライフ・バランスに向けた機運の醸成
2	子どもと子育てにやさしい環境づくり	(1)	子どもが元気に遊べる公園づくりの推進
		(2)	子育てバリアフリーの推進
3	安心して成長できる環境づくり	(1)	防犯対策の強化
		(2)	防災対策の強化
		(3)	交通安全対策の強化

計画の推進

この計画は関係団体や関係機関と連携して、市民協働により推進します。

また、事業の着実な実施を図るため、北茨城市子ども・子育て会議のもとで、PDCAサイクルの実施による事業の進捗管理を行い、年1回程度、事業の進捗状況についての点検・評価を行い、ホームページ等により結果を公表します。



4 子ども・子育て支援重点事業

1. 質の高い教育・保育サービスの確保

多様化する保育ニーズと保育を必要とするすべての子どもの入所希望に対応するとともに、児童にとってより良い生活環境を維持し、今後も安心して預けられる保育所の充実を図ります。また、保育士等の質の向上と、保育士の確保に努めます。

(1) 保育所・認定こども園【1号認定、3～5歳児】

市全域（合計）	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	（単位：人）
①量の見込み	342	317	291	252	227	
②確保方策	460	460	460	460	460	
②-①	118	143	169	208	233	

(2) 保育所・認定こども園【2号認定、3～5歳児】

市全域（合計）	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	（単位：人）
①量の見込み	428	450	453	430	425	
②確保方策	416	416	416	416	416	
1号認定余剰より	12	34	37	14	9	
②-①	0	0	0	0	0	

(3) 保育所・認定こども園【3号認定、0～2歳児】

市全域（合計）		R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	（単位：人）
①量の見込み	0歳児	61	62	63	63	63	
	1・2歳児	211	212	208	207	205	
②確保方策		324	324	324	324	324	
②-①		52	50	53	54	56	

2. 地域子ども・子育て支援事業の推進

すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業など既存の事業の充実を図るとともに、教育・保育などの施設や子育て支援事業などの情報提供、相談・助言などを実施します。

事業	
延長保育	ファミリー・サポート・センター
放課後児童健全育成	妊婦健康診査
子育て短期支援	乳児家庭全戸訪問
地域子育て支援拠点	養育支援訪問
一時預かり	実費徴収に係る補足給付
病後児保育	

北茨城市独自の子育て支援

《出産祝い金・子育て世帯応援商品券の贈呈》
1人目、2人目の出産に子育て応援商品券（1万円分）を3人目に10万円、4人目に30万円、5人目からは50万円の祝金を贈呈しています。
《保育料第2子以降無料化》
幼児教育・保育の無償化3～5歳児はすべて無償ですが、それに加え、未就学児で数えて2人目以降の0～2歳児の保育料を無償にしています。
《小学校入学時のランドセル贈呈》
新入学児童にランドセルのほか、道具箱・スプーンセットを贈呈しています。
《子どもの家の運営》
乳児とその保護者を対象に「中郷子どもの家」「磯原子どもの家」「大津子どもの家」を運営し、育児相談や子育ての各種講座、教室や園庭開放など親子の交流の場を提供しています。
《子育て支援住宅の運営》
子育てがしやすい広い間取りの住宅（子育て支援住宅）や家賃を抑えた住宅（石岡地域優良賃貸住宅）を提供しています。
《18歳までの医療費無料化》
18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの医療費を無料にしています。
《不妊治療費助成》
治療費が高額である特定不妊治療費の一部を助成しています。
《不育症治療費助成》
治療の継続が必要となる不育症治療費の一部を助成しています。
《新生児聴覚検査助成》
新生児の聴覚障害を早期に発見し適切な支援を行うため、聴覚検査費の一部を助成しています。
《早期療育指導支援システム》
発達の面で「気になる子」や障害のある子が、その子の状態に応じて、専門的な発達相談や訓練等を受けられる機会を提供し、就学までの成長を応援しています。



北茨城市 市民福祉部 子育て支援課
〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原 1630 番地
TEL 0293-43-1111（代表）
市ホームページ <http://www.city.kitaibaraki.lg.jp/>

市ホームページ特設ページへ